

2025 年 5 月 26 日

各 位

松 井 証 券 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 和 里 田 聰
(コード番号：8628 東証プライム)

定款の一部変更に関するお知らせ

松井証券（以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を 2025 年 6 月 29 日開催予定の当社第 109 期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、取締役会の構成を見直し、過半数の社外取締役で取締役会を構成することで、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営環境の変化に対して迅速、柔軟かつ的確に対応できる効率性の高い業務執行体制を引き続き維持することを目的として、執行役員制度を導入いたします。

これに伴い、所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2025 年 6 月 29 日（日曜日）
定款変更の効力発生日（予定）	2025 年 6 月 29 日（日曜日）

以上

問合せ先 戦略企画部 広報担当 松井・志垣 電話 03-5216-8692

■ 定款変更の内容

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～2. (条文省略) 3. 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託媒介、取次ぎ又は代理並びに外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理 4. ～35. (条文省略) 第3条～第12条 (条文省略) (招集者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u> 第14条～第16条 (条文省略) (員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>15名以内とする。</u> ② (条文省略) 第18条～第19条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 (条文省略) ② <u>取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。</u> (取締役会) 第21条 (条文省略) ② <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u> ③ (条文省略) 第22条～第36条 (条文省略) 附則 第1条 (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～2. (現行どおり) 3. 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理 4. ～35. (現行どおり) 第3条～第12条 (現行どおり) (招集者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、取締役が招集し、その議長に任ずる。</u> 第14条～第16条 (現行どおり) (員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u> ② (現行どおり) 第18条～第19条 (現行どおり) (代表取締役) 第20条 (現行どおり) (削除) (取締役会) 第21条 (現行どおり) ② <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、取締役が招集し、その議長に任ずる。</u> ③ (現行どおり) 第22条～第36条 (現行どおり) 附則 第1条 (現行どおり)